

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン北海道（以下、当法人といふ）の会員が、当法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人の運営する事業に関する当法人と会員とのすべての関係に適用する。

(本規約の改定)

第3条 本規約は、理事会の議決をもって改定することができる。

(通知)

第4条 当法人は、当法人が必要と判断した場合、会員の事前承諾の有無に関わらず、会員に対して電子メール等を用いて通知または連絡を行うものとする。また、通知は会員が登録した通知先にその内容を送信したときをもって、会員に到達したものとする。

2 電子メールアドレスの変更・廃止後に当法人への変更登録を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスに諸通知を送信したときをもって、会員に到達したものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した短大・大学・大学院、これに準ずる学校の在学生

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書の提出または入会申し込みフォームによる提出により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第7条 前条の規定により入会が認められた者は、次に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- (1) 正会員 入会金 6,000 円 年会費 6,000 円
- (2) 賛助会員 個人 入会金 0 円 年会費 6,000 円
団体 入会金 0 円 年会費 30,000 円
- (3) 学生賛助会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(入会申込の不承認)

第8条 以下の行為が認められた場合、入会を認めない。

- (1) 入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、故意による誤記、または記入漏れなどのあった場合
- (2) 過去に当法人から除名を受けたことがある場合
- (3) 理事による審査により入会が承認されなかった場合
- (4) その他、当法人が入会することを適当でないと判断した場合

2 前項の規定に関わらず、理事会により当法人に入会することが相当と認めるべき特段の事情があると判断された場合、入会を承認することがある。

(変更の届出)

第9条 会員は、その氏名、連絡先等、当法人が定める情報について、変更が生じた場合は、速やかに当法人の定める方法により変更手続きを行うこととする。

2 当法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益について責任を負わないものとする。

3 会員は、第1項の通知を行わなかったことにより第三者が不利益を被った場合にその責任を負うものとする。

(会員種別の変更)

第10条 会員は、理事会の承認を得ることにより、その会員種別を変更することができる。会員種別の変更手続きは別に定める。

(退会)

第11条 会員は当法人の定める方法により退会届を提出することによっていつでも退会することができる。この場合、納入済みの会費については返金しない。

(守秘義務)

第12条 当法人、または会員が公に提供している情報を除き、会員へ開示される情報は原則としてすべて機密情報とする。

2 会員は、当法人が機密と指定した情報について、会員である期間はもとより、退会後も当法人の承認を得ずに第三者に開示することはできない。

(禁止行為)

第13条 会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、当法人または第三者の著作権、肖像権、その他知的所有権を侵害すること
- (2) 他の会員、当法人または第三者の財産、信用、名誉、プライバシー、その他の人権等を侵害すること
- (3) 他の会員、当法人または第三者を差別、批判、攻撃、誹謗中傷すること
- (4) 本規約第12条に定める当法人が指定した機密を承諾なく開示すること
- (5) 会員サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為を行うこと
- (6) 個人的な勧誘行為、その他会員の権利を利用して、個人的な目的外活動を行うこと
- (7) 会員サービスを通じて入手した情報を複製、販売、出版その他の方法により、私的利用の範囲を超えて使用すること
- (8) 会員の権利を利用して政治活動、選挙活動あるいは宗教活動を行うこと
- (9) その他、当法人が相当でないと判断する行為を行うこと

(除名)

第14条 会員は次のいずれかに該当するに至った場合、総会の議決により除名されることがある。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) 本規約またはその他当法人が定める規約に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 当法人は、本条の規定により会員を除名したとき、当該会員に対し除名した旨を通知する。

(資格喪失)

第15条 会員は前条のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 学生賛助会員においては、学生の資格を喪失したとき

第4章 個人情報、著作権、肖像権等の使用条件

(個人情報の取り扱い)

第16条 当法人は、個人情報保護法及び本規約の規定に基づいて、会員の個人情報を適切に取り扱うものとする。

2 会員は、当法人に対して提供した個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲で利用することに同意するものとする。

- (1) 会員が提供する各種サービスや当法人の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと、当法人の有形・無形媒体に掲載する場合
- (3) 当法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- (4) 当法人が秘密保持等の契約を結んだ法人、または個人に対してサービスの運営上情報を提供する必要がある場合
- (5) 当法人が会員サービスに関する業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (6) 個人情報に関する法令およびその他の規範に記載されるやむを得ない事情等で情報開示が必要な場合

(知的財産権及び成果物の帰属)

第17条 当法人の会員サービスによって提供される情報の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当法人に帰属する。

ただし、当法人が特に「会員に帰属する」と指定するものは、この限りではない。

2 会員がアンケート等で当法人に回答した内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当法人に帰属するものとし、会員は、自己が回答した内容等について著作者人格権を行使しないものとする。

3 当法人は、会員から提供された情報をもとに、個人を特定できないように加工した統計情報を作成することがある。なお、この場合の著作権その他の知的財産権は当法人に帰属し、会員はいかなる権利も持たないものとする。

第5章 その他

(免責事項)

第18条 当法人は、会員が活動を通じて得る物などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性等、いかなる保証も行わないものとする。

2 当法人は、会員が当法人の活動に関わることにより取得した物、資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して他の会員または第三者に対して損害を与えた場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

- 3 当法人の管理にない私的領域における会員間の問題・紛議等について、当法人は一切の責任を負わないものとする。
- 4 本条における規定は当法人に故意または重過失が存在する場合または会員が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しない。
- 5 当法人が損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当法人の行為を直接の原因として現実に発生した損害に限定され、かつ損害の事由が発生した時点からさかのぼって1年の中に会員から現実に受領した会費その他の金銭等の総額を上限とする。
- 6 当法人が会員から受け付けた寄付については、当法人がこれを受領した後は、一切返還に応じない。

(損害賠償)

第19条 会員が本規約に反した行為を行った場合、または不正・違法に会員サービスを利用することにより当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して、相応の損害賠償（弁護士費用を含む）を請求する場合がある。

(管轄裁判所)

第20条 会員と当法人は、本規約に関連する紛争について、その訴額に応じて、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本規約の執行可能性、解釈及び有効性は、日本国法に従って判断されるものとする。

(附則)

本規約は令和7年7月30日より施行する。